



**広報**

# くみやま

2004 平成16年

MAY

5 / 1

No.662



2P 国民健康保険制度

6P 行政ニュース

情報セキュリティポリシーを制定など

8P みんなの広場

小学校入学式など

13P INFORMATION

町政モニター募集など

20P 「ふるさとの旅日記」

西国三十三所順拝日記(11)

## 東西巡回バスの記念式典

3月31日、役場庁舎前で、4月1日からの試験運行を前に「のってこバス（東西巡回路線）」の記念式典が行われました。

坂本町長ら関係者のテープカットとくす玉割りなどの式典のあと、参加者や一般乗車希望者らを乗せて記念運行に出発しました。



### 加入は世帯ごとに

国保では家族一人ひとりが加入者です。加入の届け出や保険税の納付は世帯ごとに世帯主が行います。

世帯主が、健保など職場の健康保険加入者の場合は、届け出をして認められると、国保の被保険者を国保における世帯主として変更することができます。

**[70歳以上の人医療]**  
誕生日が昭和7年10月1日以降の人は、74歳まで国保で医療を受け、75歳から老人保健の対象となります。70歳になつたら国民健康保険高齢受給者証が交付されます。  
誕生日が昭和7年9月30日以前の人は、老人保健で医療を受けます。

### ② 入院時の食事療養費の支給



入院時の食事代については、1日当たり下記の標準負担額を支払うだけで、残りは国保が負担します。

- ・急病など、緊急その他やむを得ない理由で医療機関に保険証を提示できなかつたとき
- ・骨折やねんざなどで柔道整復師の施術を受けたとき
- ・医師が必要と認めた、はり・きゅう・マッサージを受けたとき
- ・コルセットなどの治療用補装具を購入したとき

|           |                  |
|-----------|------------------|
| 3歳未満      | 2割               |
| 3歳以上70歳未満 | 3割               |
| 70歳以上     | 1割(一定以上所得者※①は2割) |

※5ページ参照

### ① 療養の給付

病気やけがをしたとき、病院などの窓口で保険証を提示すれば、年齢などに応じた負担割合を支払うだけで、診療を受けることができます。残りの費用は国保が負担します。

陰者の資格を得た月までさかのぼつて納めなければなりません。また、届け出が遅れた期間にかかるた医疗費は全額自己負担になります。

【国保をやめるとき】

- ・他の市町村へ転出した日
- ・職場の健康保険に加入した日の翌日
- ・死亡した日の翌日
- ・生活保護を受け始めた日
- ・他の健康保険に入れているのにやめる届け出をせずに国保の保険証を使って受診してしまった場合は、国保が負担した医療費は全額返さなければなりません。また、届け出が遅れてしまつたために保険税を二重に支払ってしまうことがあります。

国保では家族一人ひとりが加入者です。加入の届け出や保険税の納付は世帯ごとに世帯主が行います。

世帯主が、健保など職場の健康保険加入者の場合は、届け出をして認められると、国保の被保険者を国保における世帯主として変更することができます。

# ご存じですか？ 国民健康保険制度

明るく充実した生活を送るため、健康の保持は不可欠です。

町では、「自分の健康は自分で守る」という健康管理意識を高めるとともに、予防接種や各種検診、健康相談・指導などにより、健康の保持・増進、疾病の予防・早期発見に努めています。また、高齢者の総合的な健康づくりを推進するため、「いきいき健康ゆたかな明日へ」をスローガンに、毎年「健康づくりスポーツレクリエーション祭」や「ニュースポーツ体験教室」なども実施しています。



### 国保に加入する人

職場の健康保険に加入している人や生活保護を受けている人を除くすべての人が、国保に加入することになっています。

- ・お店などを経営している自営業の人
- ・農業などを営んでいる人
- ・退職などで職場の健康保険をやめた人
- ・パートやアルバイトなどで職場の健康保険に加入していない人
- ・外国人登録を行つて日本に1年以上滞在する人

国保は、病気やけがに備えて加入者のみなさんがお金出し合い、それに国や府から補助金を加え、お医者さんにはかかるときの医療費にあてる助け合いの制度です。

#### 【保険証以外に必要なもの】

がもう一枚必要なときは、申請するところの保険証が交付される場合があります。

▽老人保健制度で医療を受ける人（昭和7年9月30日以前に生まれた人）  
「老人保健法医療受給者証」と「健康手帳」が必要です。

### 国保に加入するとき やめるとき

保険証は、国保の加入者であるという証明書であり、お医者さんにかかるときに必要な受診券です。次のこと注意して、大切に扱いましょう。

- ・交付されたら、記載内容に間違いがないか確認しましょう。
- ・他人との貸し借りは絶対にしないでください。法律により罰せられます。
- ・お医者さんにかかるときは、必ず窓口に提示してください。
- ・コピーしたものや有効期限が切れたものは使えません。
- ・紛失したり、破れたり、国保を脱退するときは、すぐに届け出してください。

国保の加入者になつたり、国保をやめたときは14日以内に届け出が必要です。

- ・他の市町村から転入した日
- ・職場の健康保険をやめた日（退職の翌日）
- ・出生した日
- ・生活保護を受けなくなつた日
- ・加入の届け出が遅れると、保険税は、国保に加入の届け出をした日ではなく、被保

りするときは14日以内に届け出が必要です。

- ・住民税非課税世帯の人および低所得Ⅰの人は自己負担額が軽減されます。標準負担額減額認定証（70歳以上または老人保健対象者で低所得Ⅱ・Ⅲの人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」）が必要となりますので国保医療課で申請してください。

|                                       |                       |
|---------------------------------------|-----------------------|
| 一般加入者                                 | 780円                  |
| 住民税非課税世帯<br>(70歳以上では)<br>低所得Ⅱ※②の<br>人 | 650円                  |
| 90日までの入院                              | 500円<br>(過去12か月の入院日数) |
| 低所得Ⅲ※③                                | 300円                  |

※5ページ参照

### ③ 療養費の支給

次のようなときで費用をいったん全額支払った場合は、申請により国保が審査し認められれば、保険給付分があとで支給されます。

・急病など、緊急その他やむを得ない理由で医療機関に保険証を提示できなかつたとき

・骨折やねんざなどで柔道整復師の施術を受けたとき

・医師が必要と認めた、はり・きゅう・マッサージを受けたとき

・コルセットなどの治療用補装具を購入したとき

- ・輸血のための生血代を負担したとき
- ・海外旅行中などに診療を受けたとき

国保に加入している人が出産をしたときに、申請により支給されます。

|   |
|---|
| <b>[70歳未満の人]</b>  |
| ☆一部負担金が限度額を超えた場合<br>同じ人が、同じ月内に、同じ医療機関で左表の限度額を超えて一部負担金を支払ったとき、その超えた分が支給されます。 |



#### ④出産育児一時金の支給

国保に加入している人が出産をしたときに、申請により支給されます。

#### ⑤葬祭費の支給

国保に加入している人が死亡したときに、申請により葬祭を行った人に支給されます。

#### ⑥訪問看護療養費の支給

在宅医療を受ける必要があると医師が認め、訪問看護ステーションなどを利用したとき、費用の一部を支払うだけで残りは国保が支払います。

#### ⑦移送費の支給

移動が困難な人の入院や転院などの移送に費用がかかったとき、国保が必要と認めた場合に支給されます。

#### ⑧高額療養費の支給

お医者さんで高額の一部負担金を支払ったときは、申請により限度額を超えた分が支給されます。

- ・世帯」とこの支給額は、まず個人」とて外來の支給額を計算し、さらに入院の一部負担金と合わせて世帯の限度額を超えた分を計算
- ・入院時の食事代や差額ベッド代などは対象外

☆同じ世帯の70歳未満の人と合算ができる場合

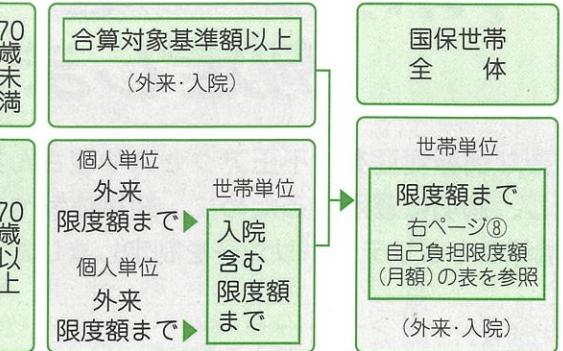
- ひとつの世帯で、同じ月内に70歳以上の老人(老人保健対象者を除く)の負担額と、70歳未満の人の一部負担金(21,000円以上ものに限る)の合計が限度額を超えた場合は、申請により超えた分が支給されます。

※①一定以上所得者

一定以上所得者は、課税所得(各種控除後)が年額124万円以上の70歳以上の人または老人保健対象者および同じ世帯の70歳以上の人または老人保健対象者です。ただし、その世帯の該当者の年収が合計637万円未満(該当者が1人の世帯では年収450万円未満)の場合は、国保医療課への申請により、1割負担となります。

※②低所得I  
低所得IIとは、国保加入者全員と世帯主が住民税非課税かつ各種収入等から必要経費控除を差し引いた所得が0円となる世帯の人です。

上位所得者とは、保険税算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額等が670万円を超える世帯の人です。所得の申告がない場合は、上位所得者とみなされますので、注意ください。



交通事故など第三者の行為によって受けたケガの医療費は、原則として加害者が全額負担すべきものです。しかし、その賠償

#### 交通事故と国保

交通事故など第三者の行為によって受けたケガの医療費は、原則として加害者が全額負担すべきものです。しかし、その賠償

☆注意ください。  
※③低所得II  
低所得IIとは、国保加入者全員と世帯主が住民税非課税の世帯の人です。

## 国保の届け出

次のようなときは、必ず14日以内に国保医療課へ届け出をしてください。

| こんなとき           | 持っていくもの       |
|-----------------|---------------|
| 他の市区町村から転入したとき  | 転出証明書、印鑑      |
| 他の健康保険などを脱退したとき | 健保の離脱証明書、印鑑   |
| 生活保護を受けなくなったとき  | 保護廃止決定通知書、印鑑  |
| 子どもが生まれたとき      | 母子健康手帳、保険証、印鑑 |
| 外国籍の人が加入するとき    | 外国人登録証明書      |

| こんなとき           | 持っていくもの          |
|-----------------|------------------|
| 他の市区町村へ転出したとき   | 保険証、印鑑           |
| 他の健康保険などに加入したとき | 国保と健保の保険証、印鑑     |
| 生活保護を受けはじめたとき   | 保護開始決定通知書、保険証、印鑑 |
| 死亡したとき          | 死亡を証明するもの、保険証、印鑑 |
| 外国籍の人が脱退するとき    | 外国人登録証明書、保険証     |

| こんなとき                     | 持っていくもの          |
|---------------------------|------------------|
| 退職者医療制度に該当したとき            | 年金証書、保険証、印鑑      |
| 退職者医療制度に該当しなくなったとき        | 保険証、印鑑           |
| 住所、世帯主、氏名などが変わったとき        | 保険証、印鑑           |
| 保険証をなくしたり、汚したりして使えなくなったとき | 身分を証明するもの、保険証、印鑑 |
| 修学のため、子どもが他の市区町村に住むとき     | 在学証明書、保険証、印鑑     |
| 長期出張などで別個の保険証が必要なとき       | 保険証、印鑑           |

注)持っていくものについては、上記以外のものが必要になる場合もあります。

## すすめましょう 健康づくり

年々医療費が増えています。高齢化が進み、慢性の病気をもつ人が増えるなど、ますます国保の財政は苦しくなってきています。一人ひとりが健康管理に努めることが、医療費を大切にする早道です。

### 積極的に健康づくりを!

健康を支える3本柱「栄養」「運動」「休養」に気を配り、病気をよせつけない生活習慣を身につけるとともに、定期的に健診を受け、からだを点検しましょう。

#### 栄養

1日3食バランスよく  
糖分、塩分、脂肪分はひかえめに  
緑黄色野菜をたっぷりと

#### 運動

1日30分歩く習慣を  
年齢や体調にあわせて無理なく  
継続させてキビキビ歩くなど  
活動的な生活の工夫を

#### 休養

十分な睡眠で疲労の解消を  
入浴で心からだのリフレッシュ  
ゆとりの時間を大切に

☆厚生労働大臣が指定する特定疾病の場合  
厚生労働大臣が指定する特定疾病(血友病、血液凝固因子製剤に起因するH-IV感染症、人工透析が必要な慢性腎不全)については、年齢を問わず、ひとつの医療機関で1か月10,000円までの負担となります。該当する人は、医療機関の窓口に特定疾病療養受療証を提示する必要があります。そこで、国保医療課で交付を受けてください。

◎計算上の注意  
・月の1日から末日までの1か月」とに計算する場合があります  
・同じ医療機関ごとに計算(診療科ごとに計算)  
・入院時の食事代や差額ベッド代などは対象外

◎計算上の注意  
・月の1日から末日までの1か月」とに計算する場合があります  
・外来では、個人ごとに病院・診療所・歯科・調剤薬局など、医療機関ごとに支払った一部負担金を合計し、限度額を超えた分を計算

◎計算上の注意  
・月の1日から末日までの1か月」とに計算する場合があります  
・外来では、個人ごとに病院・診療所・歯科・調剤薬局など、医療機関ごとに支払った一部負担金を合計し、限度額を超えた分を計算

|           |         |         |
|-----------|---------|---------|
| 住民税課税世帯   | 上位所得者※④ | 77,700円 |
| 上位所得者以外   | 40,200円 | 72,300円 |
| 住民税非課税世帯等 | 24,600円 | 35,400円 |

※5ページ参照

降は、1か月に左表の限度額を超えた分が支給されます。

|               |         |          |
|---------------|---------|----------|
| 一定以上所得者<br>※① | 40,200円 | 139,800円 |
| 一般            | 12,000円 | 72,300円  |
| 低所得<br>※②     | 8,000円  | 40,200円  |
| I※③           | 15,000円 | 24,600円  |

※5ページ参照

☆同じ月内に、左表の限度額を超えて一部負担金を支払ったとき、その超えた分が支給されます。

【70歳以上の人】(老人保健対象者を除く)

### ▼町税納期一覧表

| 納期月 | 税目・期別                          |
|-----|--------------------------------|
| 5月  | 固定資産税・都市計画税(1期)<br>軽自動車税(全期)   |
| 6月  | 町(府)民税(1期)<br>国民健康保険税(1期)      |
| 7月  | 固定資産税・都市計画税(2期)<br>国民健康保険税(2期) |
| 8月  | 町(府)民税(2期)<br>国民健康保険税(3期)      |
| 9月  | 町(府)民税(3期)<br>国民健康保険税(4期)      |
| 10月 | 固定資産税・都市計画税(3期)<br>国民健康保険税(5期) |
| 11月 | 町(府)民税(4期)<br>国民健康保険税(6期)      |
| 12月 | 固定資産税・都市計画税(4期)<br>国民健康保険税(7期) |
| 1月  | 国民健康保険税(8期)                    |
| 2月  | 国民健康保険税(9期)                    |
| 3月  | 国民健康保険税(10期)                   |

※引き落としは各納期の最終日となります。

平成16年度の町税の納期は、左表のとおりです。納期内に税金を納めないと、督促手数料や延滞金を納めていたたくなっていますので、必ず納期内に納めましょう。

または役場税務課窓口で納めていただくか、

納税通知書と納付書は一括して送付します

- ◆座振替をご利用ください。
- ◆固定資産税・都市計画税
- ◆軽自動車税
- ◆町(府)民税・国民健康保険税
- ◆6月に全期分(1~4期分)、1~10期分の納付書を送付します。
- ◆5月に1台ごとに納付書を作成し、所有者ごとにまとめて送付します。
- ◆※税額に変更が生じた場合は、その都度納付書を送付します。

## 税金は納期内に納めましょう

**取扱金融機関**  
京都銀行・りそな銀行・みずほ銀行・UFJ銀行・三井住友銀行・東京三菱銀行・関西アーバン銀行・南都銀行・京都信用金庫・京都中央信用金庫・京都やましろ農業協同組合(各本店・支店)・近畿2府4県の郵便局

**便利で納め忘れのない  
口座振替を**

町へ納めただく税金は、それぞれの税ごとに納税通知書と納付書をお送りし、納期限までに金融機関等に出向いて納めていただいている。

しかし、「忙しくて、なかなか金融機関に行くひまがない」、「税によって納期が異なるので、ついつかり忘れてしまう」などという人には、口座振替による納付をお勧めします。

便利で納め忘れのない口座振替をご利用ください。

**手続きはどうすればいいの**

口座振替の手続きは、取引のある金融機関(取扱金融機関)へ口座振替納付依頼書と預金通帳をご使用の印鑑を「持参のうえ、お申し込みください。口座振替納付依頼書は、納付書と一緒に送付しますが、各金融機関の窓口にもあります。

口座振替をしていたたきますと、それぞれの納期限ごとに自動的に口座からの振り替えられます。また、一度申し込むと、翌年

**口座振替の利用できる税金は**  
町(府)民税・固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税

**引き落としができなかつたときは**  
もし、預金残高不足等のために引き落とせなかつた場合は、改めて納付書を送付します。



## 情報セキュリティポリシーを制定しました

町では、住民情報などの重要な情報資産を、不正アクセスや改ざんななどのさまざまな脅威から保護し、適切に運用するために、組織体制やセキュリティ対策を明文化した情報セキュリティポリシーを制定しました。

情報セキュリティポリシーは、次の2つで構成されます。

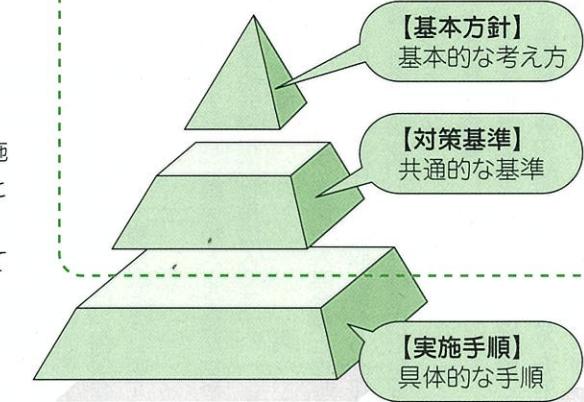
### ①基本方針

セキュリティ対策に関する基本的な考え方

### ②対策基準

基本方針をふまえたセキュリティ対策の共通的な基準

### 久御山町情報セキュリティポリシー



今後、すべての町職員が情報セキュリティポリシーと実施手順を遵守し、行政事務をよりいっそう安全に実施するとともに、住民のみなさんへのサービス向上をめざします。

なお、基本方針と対策基準は、町ホームページに掲載していますのでご覧ください。

問い合わせ／企画財政課

町では、今年度から「すべての赤ちゃんに、体も心も健やかに育ってほしい」、「保護者が安心して楽しく子育てができる環境をつくりたい」という願いを込めて、4~5か月児健診を受診していたら赤ちゃんと保護者を対象に、ブックスタート事業を始めました。

ブックスタートとは、地域に生まれたすべての赤ちゃんと保護者に、「絵本を通して心温かくて楽しいひとときをもつていただきたい」というメッセージを伝えながら絵本を手渡す運動です。

1992年に英国で始まり、最近では日本全国に広がっています。

健診会場の保健センターに来られた赤ちゃんと保護者には、待ち時間を利用してボランティアによる絵本の読み聞かせを体験していただき、最後にメッシュバッグとともに、ブックスタートパックを手渡します。

問い合わせ／長寿健康課



## ブックスタート事業を始めました

# みんなの 広場

みんなが主役  
まちの話題！あ・れ・こ・れ



▲親子で科学体験教室（4月10日・ゆうホール）



▲はじめてエアロビクス（4月6日・いきいきホール）



▲身体障害者デイサービス事業、将棋・囲碁教室（4月5日・さつき苑）



▲ウォークラリー（4月4日・前川堤）



▲のってこバス試乗体験の日（4月2日・西巡回路線バス車内）

## 桜のつどい

東一口前川堤

## 春雨のなか多くの花見客

4月4日、東一口前川堤で「桜のつどい」が開かれました。前川堤の桜は、「京都の自然200選」にも選ばれており、前川堤桜並木愛護会（二木重雄会長）のみなさんの手入れによって、毎年みごとな桜が開花し、町内外から多くの人が花見に訪れます。

この日は、あいにくの天気でしたが、自治会や町商工会女性部などによる、おでんやたこ焼の出店もあり、多くの人にぎわいました。



▲桜も春雨にぬれてしまつたりと

## 自治会集会所が完成

新開地自治会

## もちつきで完成を祝う

新開地自治会（寺田耕造会長）では、長年の願いであつた、自治会活動の拠点となる集会所が、このほど完成し、披露式が行われました。

新たな集会所は、第二京阪道路の側道に面した一角に用地を確保され、鉄骨造り2階建てで、高齢者や障害のある人にも配慮した建物となっています。

当日は、真新しい集会所の前で、自治会員のみなさんによるもちつきなどで、完成を祝いました。

町では、集会所等の、新・増改築やバリアフリー化に際して、補助金などの支援を行っています。



▲もちつきでお祝い

## 小学校入学式

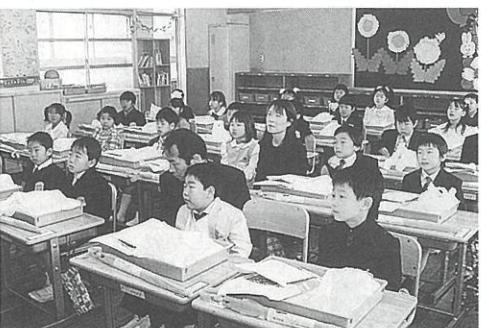
御牧・佐山・東角小学校

## 期待を胸に159人が入学

4月7日、町内の3小学校で入学式が行われ、御牧小学校32人、佐山小学校57人、東角小学校70人の新1年生が、期待を胸に小学校の門をくぐりました。

式典では、在校生のお兄さん、お姉さんや保護者が迎えるなか、緊張した表情で入場し、担任の先生から一人ひとり名前を呼ばれると元気よく大きな声で返事をしていました。

その後、それぞれの教室で新しい教科書を手に、これから始まる小学校生活への期待に瞳を輝かせていました。



▲先生のお話を聞きましょう（東角小）



▲保護者が見守る教室で（佐山小）



▲雨の日も気をつけて（東角小）



▲新しい教科書を手にワクワク（御牧小）



▲緊張した顔で入場（佐山小）

毎月1日は「安全・安心の日」です。

|    |     |    |     |      |      |
|----|-----|----|-----|------|------|
| 栄  | 下津屋 | 林  | 佐   | 大字名  | お誕生  |
| 安藤 | 櫻井  | 好田 | 市原  | 谷口   | 長尾   |
| 加治 | 凛太郎 | 萌也 | 光希  | 康太   | 輝太   |
| 友菜 | 太郎  | 絵美 | 希   | 康太   | 天嵩   |
| 昌弘 | 光敏  | 紀夫 | 康孝  | 寛治   | 愛理香  |
| 京子 | 未咲  | 未咲 | 恵津子 | 伸一   | 伸一   |
|    |     |    |     | ・眞由子 | ・眞由子 |
|    |     |    |     | ・陽子  | ・陽子  |

おめでとうございます



うちだ まゆこ  
内田 万祐子ちゃん  
思いやりのある子に育ってね。  
東一口 内田佳孝・美智さんの  
長女（平成14年2月17日生）

3月15日から4月14日までの受付分（敬称略）

## 児童手当制度が拡大されます

児童手当の支給対象が、これまでの小学校入学前までから小学校3年生修了前までになります。これにより、小学2・3年生の児童を養育している人は、新たに手続きが必要となります。

### 小学1年生の児童を養育している人

また、公務員は、勤務先で申請してください。

### 小学2・3年生の児童を養育している人

今年、小学1年生（平成9年4月2日から平成10年4月1日生まれ）になられた児童を養育している人は、町が継続手続きを行いますので、申請は不要です。

### 小学2・3年生の児童を養育している人

今年、小学2・3年生（平成7年4月2日から平成9年4月1日生まれ）になられた児童を養育している人は、新たに申請が必要です。

申請手続きは、現在、児童手当等を受給されていない保護者は、認定請求書、すでに児童手当等を受給されている人は、額改定請求書を提出してください。

※この制度の拡大については、9月30日までに申請された場合は、今年4月にさかのぼって給付されます。

必要書類／申請者が厚生年金加入者の場合は、年金加入証明書または健康保険証の写し。

※認定請求書を提出された人で、平成15年1月2日以降に久御山町に住所を移された人は、前住所地の市区町村長発行の児童手当用所得証明書が必要です。

その他／所得が一定額以上の場合は、児童手当が支給されません。（下表参照）

| ▼平成16年度所得制限限度額 |          |          |
|----------------|----------|----------|
| 扶養家族等の人数       | 厚生年金等加入者 | 国民年金等加入者 |
| 0人             | 460万円    | 301万円    |
| 1人             | 498万円    | 339万円    |
| 2人             | 536万円    | 377万円    |
| 3人             | 574万円    | 415万円    |
| 4人             | 612万円    | 453万円    |
| 5人             | 650万円    | 491万円    |

## 新消防団長に野村修三(市田)さん

町消防団では、4月1日付けで役員改選があり、新しい役員体制が決まりました。今回の改選で、鵜ノ口均団長が退任され、新団長に野村修三さんが就任されました。



野村 修三 消防団長

### 消防団活動にご協力を

町では、女性消防団員を含め、195人の団員が、「自分たちの地域は自分たちで守る」という基本理念に基づき活動を行っています。火災や災害時には消防活動をはじめ、飛び火の警戒や避難誘導など、さらに水防

があります。鵜ノ口さんは水防

が、毎年わたり、地域の消防団活動に尽力して活動を行います。また、平常時には火災予防活動から消防器具等の点検、各種訓練などを実施しています。

住民の生命と財産を守る消防団活動にみんなの「理解」と「協力を」お願いします。

活動、その他の災害時には被害の軽減のための活動を行います。また、平常時には火災予防活動から消防器具等の点検、各種訓練などを実施しています。

鵜ノ口さんに感謝状



▲鵜ノ口さんに感謝状

### 平成16年度久御山町消防団役員体制

|         |                                     |
|---------|-------------------------------------|
| 団長      | 野村 修三(市田)                           |
| 副団長     | 宮川 繁美(栄)                            |
|         | 久乗 清和(島田)                           |
| 分団長     | 芳川 亨(市田)                            |
|         | 田村 学(林)                             |
| 副分団長    | 信貴 喜裕(佐山)                           |
| 1       | 第1部長(佐古地域)                          |
| 分       | 栗田 佳幸(佐古)                           |
| 団       | 第2部長(市田地域)                          |
|         | 東 重樹(市田)                            |
|         | 西村 進介(佐山)                           |
|         | 第3部長(佐山地域)                          |
|         | 第4部長(栄地域)                           |
|         | 北村 憲二(栄)                            |
|         | 第5部長(林地域)                           |
|         | 野田 寿和(林)                            |
| 分団長     | 佐野 武史(東一)<br>中村 光男(野村)<br>田口 浩嗣(相島) |
| 副分団長    | 2 第1部長(北川原・藤和田地域)                   |
|         | 山本 喜忠(藤和田)                          |
|         | 第2部長(坊之池・野村地域)                      |
|         | 西村 正利(野村)                           |
|         | 第3部長(東一・西一地域)                       |
|         | 野村 宗隆(東一)                           |
|         | 第4部長(相島・中島・森地域)                     |
|         | 大西 博也(中島)                           |
|         | 第5部長(田井・下津屋・島田地域)                   |
|         | 田井 栄司(田井)                           |
| 女性消防団部長 | 黒澤 温子(下津屋)                          |

## 介護保険Q & A

Q

20歳になる祖母が、骨折で入院していることになりました。治療も終わり退院する

しかし、現在も何かにつまらなければ立ち上がりたり、歩いたりすることができず、家の生活を心配しています。

介護保険を使いたいのですが、どんなサービスが受けられるのでしょうか。

また、そのためには、何をすればよいのか教えてください。

A 介護保険制度で利用できるサービ

スには、家庭などで利用する「在宅サービス」と、施設に入所して利用する「施設サービス」があります。

在宅サービスには、ヘルパーが訪問して介助を行う「訪問介護」や手すりの取り付けなどを行う「住宅改修」など、いろいろなサービスがあります。

これらのサービスを利用するためには、まずは「介護や支援が必要」との認定を受け必要がありますので、長寿健康課の窓口で「要介護認定」の申請をしてください。

町では、後日、訪問調査や審査を行い、介護が必要かどうか、どのくらいの介護が必要であるかが決まります。

国内外のさまざまな商品やサービスがあふれています。

さらに、インターネットの普及により、それらの購入形態も非常に複雑多様化しているのが現状です。

このように、私たち消費者の選択肢が広がった反面、サービスの安全性や新たな手口の悪質商法などの消費者問題も増え、近年消費者相談は増加の途を続けています。

消費者自身の自己責任が求められていると言えます。消費者月間を通じて、くらしの問題に关心を持ち、かしこい消費者になりますよう。

トラブルに巻きこまれたら、一人で悩まず京都府生活科学センターまたは町産業課（☎075（633-）9904、075-74（45）3914へ）相談ください。



5月は「消費者月間」です  
～みんなで考えよう！くらしとルール～

消費者を守るために、昭和43年5月に消費者保護基本法が公布され、昭和53年に5月30日が「消費者の日」と定められ、昭和63年には5月が「消費者月間」と定められました。この消費者月間には、毎年テーマが決められ、今年は「みんなで考え方～くらしとルール～」をテーマに、消費者月間の取り組みが全国各地で実施されます。

近年の「ライフスタイルの変化」により、日々の消費者月間には、毎年テーマが決められ、今年は「みんなで考え方～くらしとルール～」をテーマに、消費者月間の取り組みが全国各地で実施されます。

消費者を守るために、昭和43年5月に消費者保護基本法が公布され、昭和53年に5月30日が「消費者の日」と定められ、昭和63年には5月が「消費者月間」と定められました。この消費者月間には、毎年テーマが決められ、今年は「みんなで考え方～くらしとルール～」をテーマに、消費者月間の取り組みが全国各地で実施されます。

京都府消費生活科学センター  
消費者のための相談窓口です。ここでは、くらしの疑問やトラブルを解決したいときの相談にお答えするほか、消費生活講座等の開催、商品の苦情相談、消費生活に関する最新の情報の提供などを実行しています。

問い合わせ／長寿健康課  
介護サービスの種類やケアマネージャーの依頼し、ケアマネージャーと相談しながら、サービスを選んでいただきます。（在宅サービスの場合）  
介護サービスを利用すると、「要介護認定」となります。サービスを利用するとときには、介護計画を作てる専門家の「ケアマネージャー」に介護サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼し、ケアマネージャーと相談しながら、サービスを選んでいただきます。（在宅サービスの場合）  
介護サービスを利用するためには、まずは「介護や支援が必要」との認定を受け必要がありますので、長寿健康課の窓口で「要介護認定」の申請をしてください。  
町では、後日、訪問調査や審査を行い、介護が必要かどうか、どのくらいの介護が必要であるかが決まります。

メジロは樹木の多い公園や庭などで見かけますが、巨椋池干拓田では、水路などのヨシ原や立木のあるところで見ることができます。  
メジロは名前のとおり、目のまわりに白いアーリングがあるのが特徴で、大きさは、約12㌢ほどでスズメぐらの大きさです。  
オスとメスは、ほぼ同色で、頭部から上面は黄緑色で喉は黄色、胸から腹は白色です。  
ふだんは、小さな群れでいることが多いです。  
オスとメスは、ほぼ同色で、頭部から上面は黄緑色で喉は黄色、胸から腹は白色です。  
メジロの鳴き声は、繁殖期のオスは「チイ、チヨ、チュイ…」という声をいろいろ組み合わせて、とても

メジロの鳴き声は、繁殖期のオスは「チイ、チヨ、チュイ…」という声をいろいろ組み合わせて、とても早くでさえあります。

メジロの鳴き声は、繁殖期のオスは「チイ、チヨ、チュイ…」という声をいろいろ組み合わせて、とても早くでさえあります。

メジロは樹木の多い公園や庭などで見かけますが、巨椋池干拓田では、水路などのヨシ原や立木のあるところで見ることができます。  
メジロは名前のとおり、目のまわりに白いアーリングがあるのが特徴で、大きさは、約12㌢ほどでスズメぐらの大きさです。  
オスとメスは、ほぼ同色で、頭部から上面は黄緑色で喉は黄色、胸から腹は白色です。  
ふだんは、小さな群れでいることが多いです。  
オスとメスは、ほぼ同色で、頭部から上面は黄緑色で喉は黄色、胸から腹は白色です。  
メジロの鳴き声は、繁殖期のオスは「チイ、チヨ、チュイ…」という声をいろいろ組み合わせて、とても





財団法人文化  
スポーツ事業団

ふれあい交流館  
ゆうホール

申込は5月1日(土)  
午前9時から  
☎0774(45)0002  
【休館日】  
毎週月曜日  
(祝日の場合はその翌日)

（申し込みと費用）

各教室の参加申し込みは、来館または電話で参加者本人または保護者などが行ってください。定員になり次第、締め切ります。費用は5月9日(日)（9日までの教室については開催日の前日）までにゆうホール窓口（午前9時～午後4時）へお支払ください。費用の記載がない教室は無料です。

パソコン教室

▼パソコン入門

日時／5月15日(土)・16日(日)・22日(土)・23日(日)（全4回コース）午前9時30分～11時30分

対象／町内在住・在勤で18歳以上の人  
内容／初級者向けのワード教室です。

定員／16人  
費用／3,000円（資料代含む）

▼初めてのワード

日時／5月18日(火)・19日(水)・25日(火)（全3回コース）午後1時30分～3時30分

対象／町内在住・在勤で18歳以上の人  
内容／中級者向けのワード教室です。

定員／16人  
費用／3,000円（資料代含む）

▼パソコン自習教室

日時／5月9日(日)・27日(木)午前9時～正午

対象／町内在住・在勤で18歳以上の人  
内容／パソコンを始めようという人や不慣れな人のための教室です。

定員／16人  
費用／3,000円（資料代含む）

▼パソコン入門

日時／5月15日(土)・16日(日)・22日(土)・23日(日)（全4回コース）午前9時30分～11時30分

対象／町内在住・在勤で18歳以上の人  
内容／パソコンを始めようという人や不慣れな人のための教室です。

定員／16人  
費用／3,000円（資料代含む）

▼新入児童工作教室

日時／5月15日(土)午前10時～正午

対象／町内在住の小学4～6年生  
内容／太陽の観察と太陽高度計を作ります。

定員／16人  
費用／100円

▼基礎からの工作教室

日時／5月15日(土)午前10時～正午

対象／町内在住の小学4～6年生  
内容／太陽の観察と太陽高度計を作ります。

定員／10人  
費用／100円

▼小学生工作教室

日時／5月22日(土)午前10時～正午

対象／町内在住の小学4～6年生  
内容／杉板で花のなべしきを作ります。

定員／16人  
費用／100円

▼月食観察会

日時／5月11日(火)・12日(水)・18日(火)・19日(水)（全4回コース）午後7時～9時

対象／町内在住・在勤で18歳以上の人  
内容／中級者向けのエクセル教室です。

定員／16人  
費用／3,000円（資料代含む）

▼太陽観察会

日時／5月5日(祝)午前9時～午後3時

対象／町内在住・在勤で18歳以上の人  
内容／興味のある人なら、だれでも参加できます。

定員／16人  
費用／2,000円（資料代含む）

▼月食観察会

日時／5月5日(祝)午前3時30分～5時

対象／町内在住・在勤で18歳以上の人  
内容／興味のある人なら、だれでも参加できます。

定員／16人  
費用／2,000円（資料代含む）

▼太陽観察会

日時／5月5日(祝)午前11時30分～午後0時30分

対象／町内在住・在勤で18歳以上の人  
内容／興味のある人なら、だれでも参加できます。

定員／16人  
費用／2,000円（資料代含む）

▼月食観察会

日時／5月5日(祝)午前9時～午後3時

対象／町内在住・在勤で18歳以上の人  
内容／興味のある人なら、だれでも参加できます。

定員／16人  
費用／2,000円（資料代含む）

▼太陽観察会

日時／5月5日(祝)午前11時30分～午後0時30分

対象／町内在住・在勤で18歳以上の人  
内容／興味のある人なら、だれでも参加できます。

定員／16人  
費用／2,000円（資料代含む）

▼月食観察会

日時／5月5日(祝)午前9時～午後3時

対象／町内在住・在勤で18歳以上の人  
内容／興味のある人なら、だれでも参加できます。

定員／16人  
費用／2,000円（資料代含む）

▼太陽観察会

日時／5月5日(祝)午前9時～午後3時

対象／町内在住・在勤で18歳以上の人  
内容／興味のある人なら、だれでも参加できます。

定員／16人  
費用／2,000円（資料代含む）

▼月食観察会

日時／5月5日(祝)午前9時～午後3時

対象／町内在住・在勤で18歳以上の人  
内容／興味のある人なら、だれでも参加できます。

定員／16人  
費用／2,000円（資料代含む）

▼太陽観察会

日時／5月5日(祝)午前9時～午後3時

対象／町内在住・在勤で18歳以上の人  
内容／興味のある人なら、だれでも参加できます。

定員／16人  
費用／2,000円（資料代含む）

▼月食観察会

日時／5月5日(祝)午前9時～午後3時

対象／町内在住・在勤で18歳以上の人  
内容／興味のある人なら、だれでも参加できます。

定員／16人  
費用／2,000円（資料代含む）

▼太陽観察会

日時／5月5日(祝)午前9時～午後3時

対象／町内在住・在勤で18歳以上の人  
内容／興味のある人なら、だれでも参加できます。

定員／16人  
費用／2,000円（資料代含む）

▼月食観察会

日時／5月5日(祝)午前9時～午後3時

対象／町内在住・在勤で18歳以上の人  
内容／興味のある人なら、だれでも参加できます。

定員／16人  
費用／2,000円（資料代含む）

▼太陽観察会

日時／5月5日(祝)午前9時～午後3時

対象／町内在住・在勤で18歳以上の人  
内容／興味のある人なら、だれでも参加できます。

定員／16人  
費用／2,000円（資料代含む）

▼月食観察会

日時／5月5日(祝)午前9時～午後3時

対象／町内在住・在勤で18歳以上の人  
内容／興味のある人なら、だれでも参加できます。

定員／16人  
費用／2,000円（資料代含む）

▼太陽観察会

日時／5月5日(祝)午前9時～午後3時

対象／町内在住・在勤で18歳以上の人  
内容／興味のある人なら、だれでも参加できます。

定員／16人  
費用／2,000円（資料代含む）

▼月食観察会

日時／5月5日(祝)午前9時～午後3時

対象／町内在住・在勤で18歳以上の人  
内容／興味のある人なら、だれでも参加できます。

定員／16人  
費用／2,000円（資料代含む）

▼太陽観察会

日時／5月5日(祝)午前9時～午後3時

対象／町内在住・在勤で18歳以上の人  
内容／興味のある人なら、だれでも参加できます。

定員／16人  
費用／2,000円（資料代含む）

▼月食観察会

日時／5月5日(祝)午前9時～午後3時

対象／町内在住・在勤で18歳以上の人  
内容／興味のある人なら、だれでも参加できます。

定員／16人  
費用／2,000円（資料代含む）

▼太陽観察会

日時／5月5日(祝)午前9時～午後3時

対象／町内在住・在勤で18歳以上の人  
内容／興味のある人なら、だれでも参加できます。

定員／16人  
費用／2,000円（資料代含む）

▼月食観察会

日時／5月5日(祝)午前9時～午後3時

対象／町内在住・在勤で18歳以上の人  
内容／興味のある人なら、だれでも参加できます。

定員／16人  
費用／2,000円（資料代含む）

▼太陽観察会

日時／5月5日(祝)午前9時～午後3時

対象／町内在住・在勤で18歳以上の人  
内容／興味のある人なら、だれでも参加できます。

定員／16人  
費用／2,000円（資料代含む）

▼月食観察会

日時／5月5日(祝)午前9時～午後3時

対象／町内在住・在勤で18歳以上の人  
内容／興味のある人なら、だれでも参加できます。

定員／16人  
費用／2,000円（資料代含む）

▼太陽観察会

日時／5月5日(祝)午前9時～午後3時

対象／町内在住・在勤で18歳以上の人  
内容／興味のある人なら、だれでも参加できます。

定員／16人  
費用／2,000円（資料代含む）

▼月食観察会

日時／5月5日(祝)午前9時～午後3時

対象／町内在住・在勤で18歳以上の人  
内容／興味のある人なら、だれでも参加できます。

定員／16人  
費用／2,000円（資料代含む）

▼太陽観察会

日時／5月5日(祝)午前9時～午後3時

対象／町内在住・在勤で18歳以上の人  
内容／興味のある人なら、だれでも参加できます。

定員／16人  
費用／2,000円（資料代含む）

▼月食観察会

日時／5月5日(祝)午前9時～午後3時

対象／町内在住・在勤で18歳以上の人  
内容／興味のある人なら、だれでも参加できます。

定員／16人  
費用／2,000円（資料代含む）

▼太陽観察会

日時／5月5日(祝)午前9時～午後3時

対象／町内在住・在勤で18歳以上の人  
内容／興味のある人なら、だれでも参加できます。

## 環境保全のコーナー

### 5月のごみ・し尿収集日

#### 燃やすごみ

|     |  |
|-----|--|
| 月・木 | 佐古・新開地・津田電線社宅・佐山・糀池・双栗・市田・鈴間・田井・荒見・下津屋・下津屋サンハイツ・島田・東島田・森・坊之池・野村・村東 |
|-----|--|

火・水・金 久御山団地(公団)

|     |  |
|-----|--|
| 火・金 | 松陽台・サンタウン佐山・佐山サンハイツ・栄1・2丁目・栄3・4丁目・ハイツ西宇治・清水・林・西武西林・ミサワ林・大橋辺・北川顔・藤和田・近協パレス・島田・東島田 |
|     | 坊之池・森・野村・村東・中島・西一口・東一口・相島  |

#### し尿

くみもれの場合は、必ず収集口から確認のうえ、翌日(翌日が土曜日・日曜日・祝日の場合はその翌日)に、城南衛生管理組合☎075(631)5171へ連絡してください。

|        |  |          |  |
|--------|--|----------|--|
| 10・31日 | 藤和田・島田・東島田・坊之池・東一口(国道1号以東)・森(国道1号以西)<br>新開地・佐古・清水・林・市田・田井・荒見・下津屋 | 11日・6月1日 | 北川顔(府道以東)・森(国道1号以西)<br>西一口・東一口(国道1号以西)・中島・相島 |
|        |  | 18日      | 大橋辺・北川顔(府道以西)                                |

### 家庭用生ごみ処理機購入に補助しています

町では、ご家庭でごみの減量を行っていただくために、家庭用生ごみ処理機の購入費用に対し、補助をしています。

生ごみ処理機で作られたたい肥は、有機肥料としてプランターなどにお使いください。

補助金額／購入費の1/2(限度額25,000円)

申請方法／販売店の証明書と領収書の写し、補助金の振込先口座番号のわかる預金通帳、印鑑をご持参のうえ、環境保全課へ申請してください。

問い合わせ／環境保全課

#### 生ごみ処理機(電気式)



屋外据置型

#### 投入できる物



#### 投入できない物



#### 燃やさないごみ

#### リサイクルごみ

| 缶類             | びん類            |
|----------------|----------------|
| ペットボトル         | 発泡食品トレー        |
| 紙パック           | 発泡スチロール        |
| 5日<br>(第1水曜日)  | 12日<br>(第2水曜日) |
| 19日<br>(第3水曜日) | 26日<br>(第4水曜日) |

簡単な水洗いをして中身の見える袋に入れて出してください。

#### 笑顔をキヤッчи!

10か月児健診(4月14日)で見つけたかわいい笑顔です。



写真を差しあげます。  
広報行政課へお越しください。

## 保健予防のコーナー

### 予防接種

| 種目       | 日(曜)   | 受付時間   | 対象・接種方法   |
|----------|--------|--------|---|
| ツベルクリン反応 | 24日(月) | 14:00~ | 平成15年11月・12月生まれの人   |
|          |        | 15:30  | 生後3か月~4歳未満の人<br>(できるだけ早期にツベルクリン反応を受けるようにしましょう)<br>陰性者にはBCGを接種(1回だけ) |

※三種混合(ジフテリア・百日咳・破傷風)・風しん(三日はしか)・麻疹(はしか)・日本脳炎は、個別接種となっています。年間を通じて、予防接種協力医療機関で接種できますので、医師と相談のうえ、受けてください。  
※予防接種を受けられるときは、「予防接種と子どもの健康」の冊子をよく読んでから受けてください。

### 母子保健

| 健診名など      | 日(曜)   | 受付時間        | 対象                             | 内容                                |
|------------|--------|-------------|--------------------------------|-----------------------------------|
| 乳幼児相談      | 6日(木)  | 9:30~11:00  | 乳幼児                            | ことば、しつけ、栄養などの相談                   |
| 10か月児健診    | 18日(火) | 13:00~13:40 | 平成15年7月生まれ                     | 医師による健康診査<br>離乳、保育、栄養などの指導        |
| 4~5か月児健診   | 20日(木) | 13:00~13:40 | 平成15年12月16日から<br>平成16年1月20日生まれ | 医師による健康診査<br>離乳、保育、栄養などの指導        |
| 1歳8か月児健診   | 21日(金) | 13:00~14:00 | 平成14年8月生まれ                     | 医師、歯科医師による健康診査<br>身体的、精神的な発達指導    |
| 2歳6か月児歯科健診 | 25日(火) | 13:00~13:40 | 平成13年10月生まれ                    | 歯科医師による健康診査および<br>予防、身体的、精神的な発達指導 |
| 離乳食教室      | 27日(木) | 13:00~13:15 | 生後4か月~10か月児の保護者(定員20人要予約)      | 離乳食の指導、作り方の実習と試食                  |
| 3歳児健診      | 28日(金) | 13:00~14:00 | 平成12年10月生まれ                    | 医師、歯科医師による健康診査<br>身体的、精神的な発達指導    |

### 健診・相談

| 健診名など  | 日(曜)    | 受付時間        | 対象         | 内容                       |
|--------|---------|-------------|------------|--------------------------|
| 健康相談   | ※13日(木) | 10:00~12:00 | 40歳以上の人    | 保健師による健康相談               |
| 成人歯科健診 | 25日(火)  | 13:00~13:30 | 40歳以上の人・妊婦 | 歯科医師による健診、歯科衛生士による歯みがき指導 |

会場は、すべて保健センター(※印は、いきいきホール)です。予防接種・健診には母子健康手帳を必ず持参ください。

予防接種・乳幼児健診の実施日に送迎バスを運行しますので、ご利用ください。

問い合わせ／長寿健康課保健予防係

### 町公共機関電話番号

#### ■役場(代表)

環境保全課 631-9917/45-3907  
☎(075)631-6111/(0774)45-0001 監理課 631-9952/45-3910  
FAX(075)632-1899 道路河川課 631-9961/45-3912

#### ■各課(直通)

総務課 631-9991/45-3922 産業課 631-9964/45-3914  
企画財政課 631-9992/45-3924 都市計画課 631-9966/45-3915  
広報行政課 631-9993/45-3926 学校教育課 631-9974/45-3917  
税務課 631-9926/45-3908 社会教育課 631-9980/45-3918  
社会福祉課 631-9902/45-3902 水道課 631-9987/45-3919  
長寿健康課 631-9903/45-3904 下水道課 631-9990/45-3920  
住民課 631-9904/45-3905 議会事務局 631-9996/45-0105  
国保医療課 631-9913/45-3906 会計課 631-9932/45-3909

消防本部 631-1515 FAX632-5382  
ふれあい交流館ゆうホール 45-0002 FAX46-5610

図書館 45-0003 FAX46-5690

中央公民館 631-1000 FAX632-0031

総合体育館 44-3700 FAX44-2203

町体育協会 44-2205 FAX44-2203

健康センターいきいきホール 41-3466 FAX44-1199

老人福祉センター荒見苑 44-3405 FAX44-7801

地域福祉センター 631-0022  
(町社会福祉協議会) FAX632-3001

シルバー人材センター 41-1881 FAX43-4546

# ふるさとの旅日記

第23回

## 西國三十三所順拝目記(11)

笈摺

寺地（寺地はさかひ）によなる高房（たかふさ）が、幼い政朝（まさちやう）を  
伴い任地の大宰府（現福岡県大宰府市）に向かつた。途中、淀川の  
穂積（ほづみ）の橋（現茨木市）にさしかかると、漁師（ぎょし）が大きな亀（かめ）を捕えて殺す  
そうとしている。高房は「今日は日ごろ信心（しんしん）している觀音様（くわんいんじょう）の縁日（えんじつ）  
である」と、亀を買い取つて川に放してやつた。翌朝（よちょう）、わが子政  
朝（まさちやう）が繼母（けいぼ）の策略（じげき）で川に落とされ、行方不明（ぎょうかめいめい）になつてしまつた。  
悲しみにくれた高房が觀音様（くわんいんじょう）に祈（ねが）ふと、政朝（まさちやう）が昨日（きのう）助けた大亀（おおかめ）に  
祈（ねが）ふと、政朝（まさちやう）が昨日（きのう）助けた大亀（おおかめ）に

本尊は千手觀世音菩薩である。織田信長の茨木合戦の戦火によつてこの寺のほとんどが焼きつくされたが、本尊は脚を焦がしながらも焼け残り、「火除け觀音」と呼ばれて崇敬されている。この觀音像は大龜の背に立たれている珍しい台座が蓮華座ではなく、首を上げた大龜の背に立たれている珍しい様式の像で秘仏である。

四月四日早朝、山崎宿を出立し  
た東一ヶ村の一行九人は、西国街道  
道を西に三里（約一二キロ）、第  
二十二番札所の補陀洛山總持寺（現  
茨木市總持寺）に参詣した。

背に乗つて現れた。感謝した高房は寺の建立を発願し、その遺志を継いだ政朝が白檀の香木で觀音像を刻んだという。これが今、本堂に安置される觀音像で、「子育て觀音」としても信仰を集めている。

総持寺の創建にまつわる話に思いをはせ、本堂に参詣した一行は、

も終わり、若葉もえる木々の緑に  
巡礼旅の疲れをさぞかし癒したこ  
とであろう。

り、「王」の字を「尾」に控えて、  
勝尾寺と名付けたという。  
勝尾寺の堂宇は、源平の戦いか

る。その起源は、寺伝によると神  
龜四年（七二七）、善仲・善算の  
双生児が草庵を結んだのが始まり

君が再建している。

#### ▲ 座頂山の堤額がある勝尾寺山門

光仁天皇の御子である開成皇子によつて、天平神護元年（七六五）に一寺を建立し、跡勒寺と称した。勝尾寺の寺名の由来は、山籠もりの修行中であつた六代座主行巡が、上洛を断わつて山中から法力で第五六代清和天皇の病を癒したため、朝廷から「勝王」の号を賜

この日、東一団の一行は、山崎宿から総持寺を経て勝尾寺までが約五里、そして箕面の名所を探勝して池田の宿場まで約三里、二か所の札所を参詣して歩いた一日の行程は、約八里（約三二キロ）であった。

巨椋池の水辺に生活する一行にとって、箕面の景勝は、忘れ得ぬ旅情となつたにちがいない。

で五六代清和天皇の病を癒したため、朝廷から「勝王」かつおうの号を賜

久御山町郷土史会会長  
阪部 五三夫